

# 国 保 通 信



■問い合わせ  
市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

交通事故など、第三者から傷害を受けた場合でも、国民健康保険で病院に受診できます。ただし、医療費は加害者が全額負担（あるいは過失割合に応じて負担）するのが原則です。

そのため、国保が医療費を一時的に立て替え、後で国保が加害者に請求することになります。

## 届出を忘れずに！

### ①警察に届け出る



交通事故にあつたら、速やかに警察に届け出て、『事故証明書』をもらってください。無届けの事故は国保での診療ができません。

### ②保険年金係に届け出る

病院で診療を受ける前（やむをえない場合は後日速やかに）に、市役所市民生活課保険年金係に連絡し、『第三者行為による被害届』を提出してください。届け出を怠ると医療費全額を自己負担していただく場合もありますのでご注意ください。

## 示談は慎重に！

市役所に届け出る前に示談をする  
と、その取り決めが優先され、市役所から加害者に医療費の請求ができなくなる場合があります。

この場合、被害者に過失がなくても、被害者に医療費の請求をする場合  
がありますので、必ず示談をする前に届け出てください。

### ○届け出に必要なもの

- 交通事故証明書
- 被保険者証
- 印鑑（みとめ可）

※ 仕事上のケガや事故（労働災害）、故意の犯罪は、被保険者証の使用ができませんのでご注意ください。

6月からはじめた集団健診も、後は東多久と北多久地区になりました。健診の後には検査結果の説明会を開きます。



## 特定健診はもうお済ですか？ 健診結果の説明会も始めます

毎日の食事や運動量などの生活習慣は数値データで健診結果に表れます。

結果が思わしくない時は、因果関係を確認し、改善のためにまず自分自身ができることに取り組むことが必要です。このため健診が終了後に健診結果の説明会を開いています。特に改善が必要な方には、電話連絡で来場をお誘いします。

説明会では、健診結果を本人に示して食生活や運動量などの生活状況をたずね、数値との関連や、改善方法などを検討していきます。

健診結果は健康状態を教えてください、受診者本人にとって価値ある大事なものです。改善が必要と判っても何もしないのであれば意味がありません。

健診結果を「自分自身のもの」と認識して、健康の維持や改善に努めましょう。

### ■問い合わせ

福祉健康課 健康増進係

☎ 75-3335

特定健診が始まった平成19年から21年までの健診結果を全体的に見ると、

- ・ 毎年継続して受診している方が多くが、血圧や血糖の数値が改善傾向にある。また「重症」も年々減少している。
- ・ 継続受診者に比べ、初めて健診を受診した方のほうが結果の分類で重症を占める割合が多い。

と、いうことが判りました。

また、2月に行ったアンケート調査では、健診目的を「健康の確認のため受診している」と回答した方が多くを占めていました。